

○伊那市福祉医療費給付金条例

平成18年3月31日

条例第71号

改正 平成18年3月31日条例第223号

平成18年9月27日条例第270号

平成20年3月24日条例第4号

平成20年7月1日条例第28号

平成21年3月23日条例第3号

平成22年3月26日条例第5号

平成22年6月30日条例第27号

平成23年3月28日条例第6号

平成24年6月25日条例第25号

平成25年3月18日条例第9号

平成26年9月30日条例第30号

平成27年3月31日条例第10号

平成28年3月25日条例第20号

平成28年9月30日条例第35号

(目的)

第1条 この条例は、子ども、障害者及びひとり親家庭の親子等が療養の給付又は療養費の支給（以下「療養の給付等」という。）を受けたときに福祉医療費給付金（以下「給付金」という。）を支給することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

(2) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（以下「身体障害者手帳交付者」という。）のうち、障害等級が3級以上に該当するもの

イ 療育手帳交付要綱（昭和50年長野県告示第192号）の規定に基づき療育手帳の

交付を受けた者（以下「療育手帳交付者」という。）のうち、障害の程度（総合判定）がB1以上に該当するもの

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（以下「精神障害者保健福祉手帳交付者」という。）のうち、障害等級が2級以上に該当するもの

エ アからウまでに掲げる者のほか、国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）別表に定める程度の障害の状態にあるもの（以下「国民年金別表該当者」という。）

(3) ひとり親家庭の親子等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、現に18歳未満の児童又は18歳以上20歳未満で高等学校その他市長が認める施設に在学若しくは在校中の者（高等学校を卒業した者を除く。以下「18歳未満の児童等」という。）を扶養しているもの（以下「ひとり親家庭の親」という。）

イ アに掲げる者に扶養されている18歳未満の児童等

ウ 母子及び父子並びに寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない児童のうち、18歳未満の児童等（以下「父母のない児童」という。）

(4) 医療保険各法 健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は国民健康保険法（昭和33年法律第192号）をいう。

(5) 保険医療機関等 医療保険各法の規定に基づく被保険者、組合員及び被扶養者（以下「被保険者等」という。）並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。）の規定に基づく医療等を受けることができる者（以下「後期高齢者医療被保険者」という。）に対する療養の給付等を取り扱うことができる病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション等をいう。

(6) 協力医療機関等 保険医療機関等のうち、支給対象者が提示する受給者証により受給者資格を確認した者の療養の給付等に要した費用等の情報を長野県国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）が定める方法により国保連へ提供する事務及び市長が別に定める医療費資金貸付制度の運用に関する事務の実施について市長と契約等を締結したものをいう。

(7) 診療報酬明細書等 療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令

(昭和51年厚生省令第36号)の規定に基づく診療報酬明細書及び調剤報酬明細書、訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令(平成4年厚生省令第5号)の規定に基づく訪問看護療養費明細書並びに医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく療養費又は医療費に係る支給申請書(柔道整復師の施術料に係るものを含み、療養の給付等に付随するものを除く。)をいう。

(支給対象者)

第3条 給付金は、前条第1号から第3号までに規定する者(これらの2以上に該当する者については、いずれかに限る。)で、次のいずれかに該当するものに対して支給する。

- (1) 伊那市に住所を有する者
- (2) 伊那市の区域外に所在する特定施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第19条第3項並びに附則第4条、第18条第1項及び第2項に規定する特定施設をいう。以下同じ。)に入所する障害者のうち、同法第19条第3項の規定により市長が支給決定を行うもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者については、給付金の支給対象としない。ただし、前条第3号に規定する者については、第8号及び第9号の規定は、適用しない。

- (1) 特定施設に入所する障害者のうち、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第19条第3項の規定により伊那市以外の市町村長が支給決定を行うもの
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に基づく保護を受けている者
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)の規定に基づく支援給付を受けている者
- (4) 後期高齢者医療被保険者(前条第2号に規定する障害者を除く。)
- (5) ひとり親家庭の親で、その者の前年の所得(1月から7月までの療養の給付等については前々年の所得。以下同じ。)が児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第2条の4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当の全部について行うときの額以上であるもの又はその者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。)でその者と生計を同じくするものの前年の所得が同令第2条の4第8項に規定する額以上であるもの
- (6) 18歳未満の児童等で、その者の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第8項に規定する額以上であるもの又は前号に掲げる者に扶養されているもの

- (7) 父母のない児童で、その者の前年の所得若しくはその者の養育者の前年の所得が児童扶養手当法施行令第2条の4第7項に規定する額以上であるもの又はその者の養育者の配偶者の前年の所得若しくはその者の養育者の扶養義務者でその養育者の生計を維持しているものの前年の所得が同条第8項に規定する額以上であるもの
- (8) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が2級以上に該当するもの、療育手帳交付者、精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が1級に該当するもの及び国民年金別表該当者(出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)で、その者の前年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令(昭和50年政令第207号)第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が同令第7条に定める額を超えるもの又はその者の配偶者若しくは扶養義務者でその者の生計を維持するものの前年の所得の額(同令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が同令第2条第2項に定める額以上であるもの
- (9) 身体障害者手帳交付者のうち障害等級が3級に該当するもの及び精神障害者保健福祉手帳交付者のうち障害等級が2級に該当するもの(出生の日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)で、その者の前年の所得に所得税が課せられているもの(当該所得に係る所得税の額を計算する場合において、所得税法(昭和40年法律第33号)第84条に規定する扶養控除の額を、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法の規定により計算した額として計算したときに、所得税が課せられないこととなるものを除く。)又はその者の配偶者若しくは扶養義務者でその者の生計を維持するものの前年の所得の額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が同令第2条第2項に定める額以上であるもの

(資格認定の申請)

第4条 支給対象者が給付金の支給を受けようとするときは、あらかじめ市長に受給資格認定の申請をしなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、支給対象者の要件を審査し、要件を満たす者については受給者資格を登録の上受給者証を交付する。

(変更の届出)

第5条 受給資格を取得した者は、申請書に記載した事項に変更を生じたときは速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(受給者資格の得喪)

第6条 支給対象者が給付金の受給者資格を取得する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給対象者の要件を具備したとき 当該要件を具備した日の属する月の初日
- (2) 出生し、又は転入したとき、及び他法等で療養の給付等を受けていた者が新たに支給対象者となったとき 当該事実の発生した日

2 支給対象者が給付金の受給者資格を喪失する日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 支給対象者の要件に該当しなくなったとき 当該要件に該当しなくなった日の属する月の翌月の初日
- (2) 死亡し、又は転出したとき 当該事実の発生した日の翌日
- (3) 他法等で療養の給付等を受けることとなったとき 当該事実の発生した日

3 前2項の規定にかかわらず、給付金の支給に関し、他の市町村との間で調整が必要となるときの取扱いについては、別に定める。

(給付金の支給額)

第7条 給付金の支給額は、支給対象者が医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく給付の対象となる療養の給付等を受けたときに、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき算定した費用額から次に掲げる額を控除した額とする。

- (1) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき保険者、共済組合又は後期高齢者医療広域連合（高齢者医療確保法第48条に規定する後期高齢者医療広域連合をいう。）が負担する額
- (2) 医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づく食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額
- (3) 医療保険各法（国民健康保険法を除く。この号において同じ。）の被保険者等に係るものにあつては、医療保険各法の規定に基づき保険者又は共済組合が規約、定款、運営規則等に医療保険各法に規定する保険給付に併せてこれに準じる給付を行う旨を定めているときは、現に給付を受けるか否かにかかわらず、その規定に基づき給付を受けることのできる額
- (4) 国民健康保険法の被保険者等に係るものにあつては、伊那市国民健康保険条例（平

- 成18年伊那市条例第106号)の規定に基づき一部負担金の割合が減ぜられ、又は傷病手当金の支給その他の保険給付を受けることができるときは、これらに相当する額
- (5) 高齢者医療確保法の後期高齢者医療被保険者に係るものにあつては、同法第86条第2項の規定による条例の定めるところにより、その他の後期高齢者医療給付(疾病及び負傷の療養に係るものに限る。)を受けることができるときは、これらに相当する額
 - (6) 他の法令等の規定に基づき、国又は地方公共団体の負担において、医療に関する給付を受けることができるときは、その額
 - (7) 診療報酬明細書等ごとに市長が別に定める額。ただし、医療費資金貸付制度を利用して療養の給付等を受けたものを除く。
 - (8) 子ども(満15歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者に限る。)にあつては、通院に係る療養の給付等の額
 - (9) 独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基づく災害共済給付により医療費の給付を受けることができるときは、その額
(受給者証の提示)

第8条 支給対象者は、療養の給付等を受けようとするときは、その都度、医療保険各法の規定に基づく被保険者等及び後期高齢者医療被保険者であることを証する書面(以下「被保険者証等」という。)とともに受給者証を協力医療機関等に提示しなければならない。
(支給申請)

第9条 支給対象者は、給付金の支給を受けようとするときは、市長に給付金の支給申請をしなければならない。

2 前項の場合において、支給対象者が前条の規定により、協力医療機関等で被保険者証等とともに受給者証を提示して療養の給付等を受けたときは、当該協力医療機関等から提供される情報に基づき国保連から市長に当該療養の給付等に係る費用額その他給付金の額の算定に必要な事項が通知されたことをもって、支給対象者から市長に給付金の支給申請があったものとみなす。

3 支給対象者は、医療保険各法又は高齢者医療確保法の規定に基づき被保険者等又は後期高齢者医療被保険者が療養の給付等を受けたときに保険医療機関等で支払うこととされている一部負担金等を支払った後でなければ、第1項に規定する支給申請を行うことができない。

(支給決定)

第10条 市長は、前条第1項の支給申請があったときは、これを審査して支給の可否を決定するものとする。

(支給申請の期限)

第11条 第9条第1項の支給申請は、支給対象者が療養の給付等を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して2年を経過したときは、することができない。

(損害賠償との調整)

第12条 市長は、支給対象者の疾病又は負傷が第三者の行為によってなされ、当該第三者から疾病又は負傷に関して損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付金の全部又は一部を支給せず、又は既に支給した給付金を返還させることができる。

(不当利得の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、その者に既に支給した給付金の全部又は一部について返還を命じるものとする。

(受給者資格登録等の停止)

第14条 市長は、別に定める医療費資金貸付制度の対象者として認定した支給対象者が医療費資金貸付制度の利用について不適切な行為をしたときは、当該支給対象者の受給者資格登録及び給付金の支給を停止することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月31日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の伊那市福祉医療費給付金条例（平成15年伊那市条例第8号）、高遠町福祉医療費給付金条例（平成15年高遠町条例第2号）又は長谷村福祉医療費特別給付金給付条例（平成15年長谷村条例第1号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定により支給すべき事由が生じた給付金については、なお合併前の条例の例による。

3 前項に定めるもののほか、施行日の前日までに、合併前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年3月31日条例第223号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊那市福祉医療費給付金条例第7条の規定は、施行日以後に受ける療養の給付等について適用し、同日前に受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成18年9月27日条例第270号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊那市福祉医療費給付金条例第7条の規定は、施行日以後に受ける療養の給付等について適用し、施行日前に受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成20年3月24日条例第4号）

改正 平成21年3月23日条例第3号

(施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定（特定施設に入所する障害者に関する部分に限る。）は、平成20年8月1日から施行する。

(特定施設に入所する障害者に関する規定の適用)

- 2 この条例による改正後の伊那市福祉医療費給付金条例第3条の規定（特定施設に入所する障害者に関する部分に限る。）は、平成20年8月1日以降に行われる療養の給付等から適用する。

(経過措置)

- 3 平成20年3月31日において現にこの条例による改正前の伊那市福祉医療費給付金条例（以下「旧条例」という。）第2条第1号の老人に該当し、かつ、平成20年4月1日以降も引き続き旧条例第2条第1号の老人に該当している者については、旧条例の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧条例第7条第6号中「老人保健法」とあるのは「健康保険法第74条第1項第2号、同法第110条第2項第1号ハ及び健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第42条第3項第3号又は第5項第3号」とする。

附 則（平成20年7月1日条例第28号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成21年3月23日条例第3号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項に1号を加える改正規定は、同年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊那市福祉医療費給付金条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（新条例第3条第2項第8号の規定にあっては、平成21年8月1日。以下「施行日」という。）以後に受ける療養の給付等について適用し、施行日前に受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

（伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 3 伊那市福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（平成20年伊那市条例第4号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成22年3月26日条例第5号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊那市福祉医療費給付金条例第1条、第2条及び第7条の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養の給付等について適用し、同日前に受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成22年6月30日条例第27号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊那市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養の給付等について適用し、同日前に受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成23年3月28日条例第6号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成23年8月1日から施行する。ただし、第7条に1号を加える改正規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(第7条に1号を加える改正規定については、平成23年4月1日)前に、この条例による改正前の伊那市福祉医療費給付金条例の規定により受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年6月25日条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊那市福祉医療費給付金条例第3条第2項第9号の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養の給付等について適用し、同日前に受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月18日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年8月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に、この条例による改正前の伊那市福祉医療費給付金条例の規定により受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年9月30日条例第30号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月31日条例第10号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月25日条例第20号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊那市福祉医療費給付金条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける療養の給付等について適用し、同日前に受けた療養の給付等については、なお従前の例による。

附 則（平成28年9月30日条例第35号）
この条例は、公布の日から施行する。